

資料 9

令和2年3月
令和元年度広島県介護サービス事業者集団指導研修資料
広島県警察本部交通部交通企画課

車いす移動車に乗車した車いすの使用者が負傷した交通事故についての検討

1 事例

車いすを使用する高齢者が乗車した車いす移動車が関係する交通事故

2 概要

- (1) 令和元年10月、A県においてデイケア施設の職員が送迎のため利用者の高齢者を車いす移動車に乗車させ、交差点で信号待ちの後、発進右折した際、車いすごと後ろに倒れて、頭部打撲により意識不明となった事故。
- (2) 令和元年11月、B県においてデイサービスの利用者を自宅に送る途中に出合い頭の交通事故が発生し、車いすごと乗車していた高齢者が腹部圧迫等により、死亡した事故。

3 検討事項

- (1) 車いすの固定器具が確実に使用されていませんでした。
上記2(1)の事例では、固定金具（フック）が外れ、車いすごと後方に転倒しました。
- (2) シートベルトの正しい着装が行われていませんでした。
上記2(2)の事例では、2点式シートベルトが腹部の位置にあったため、腹部が圧迫されたり、上半身が前後に激しく揺さぶられることになりました。

4 再発防止のための注意事項

- (1) 車いすの固定金具の正しい使用
車いすを固定する金具は、取扱説明書に従い、正しい使用を行うようにしてください。
- (2) シートベルトの正しい着装
2点式シートベルトは、腰骨の位置に装着し、3点式シートベルトは腰ベルトは腰骨の位置、肩ベルトは捻れないようにチェックし、肩口（鎖骨の中心付近）から金具止めまで自然に一直線なラインが通るように高さや緩みを調整するようにしてください。